

## II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

### 3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (4) 小規模事業者緊急支援事業

支援内容	<p>小規模事業者の事業継続を支援するため、令和2年2月から7月のいずれか1カ月の売上が、前年の月平均売上より20%以上減少するなどの条件に該当する場合、一律20万円を支給する。</p> <p>ただし、給付は1回限り。</p>
対象者	<p>常時雇用する従業員数が20名以下の法人または個人事業者</p> <p>法人：市内に本店かつ主たる事業所を有する法人</p> <p>個人事業者：令和2年3月31日時点において市内に住民登録があり、国内に店舗等の事業所を有し、主たる収入が営業等事業収入である者</p> <p>令和2年3月31日時点において市外に住民登録があり、市内に店舗等の主たる事業所を有し、主たる収入が営業等事業収入である者</p> <p>※ 学校法人、協同組合等の組合、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、公の秩序を害する恐れのあるもの等は対象外とする。</p> <p>※ 国、都道府県を除く他の自治体から事業継続を目的とした補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある者は対象外とする。</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 確定申告書類の写し</li> <li>・ 売上が減少となった月の売上台帳等の写し</li> <li>・ 個人事業社の場合は、身分証明書の写し</li> <li>・ 振込先の金融機関口座が確認できるもの</li> <li>・ 事業所を確認できる写真</li> <li>・ 市外に住民登録がある個人事業者は、住民票の写しと市内事業所にかかる固定資産税納税証明書又は賃貸借契約書等の写し</li> </ul> <p>など</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：アルネ・津山4階（津山市新魚町17）</p> <p>受付時間：10:30～12:00 13:00～16:00 （土・日・祝日を除く。）</p> <p>受付期間：7月8日（水）～9月30日（水）</p>
問い合わせ先	<p>津山市産業文化部商業・交通政策課 （電話）0868-32-2081</p>
備考	<p>9月30日をもって受付終了</p>